

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、令和4年2月10日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和4年1月21日付けで行った生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和3年9月24日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和4年1月21日付けで、請求人に対し、請求人が法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和4年2月10日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

返還額のうち一部でも自立更生がみとめられるべきだと思うから
生活が苦しい為

(2) 審理員は、令和4年3月8日、請求人に対して、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和5年12月25日、反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

平成4年1月21日付けの本件処分通知書には、「あなたの世帯について、生活保護法の適用を行ってまいりましたが、下記の理由によりすでに支給した扶助費から下記に示す金額を返還していただくことになりましたので通知します。」「1 返還決定額金 2,082,399 円」、「4 返還の理由 障害基礎年金の遡及受給により保護費の過払いが発生したため。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和4年3月4日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件の経緯

(ア) 請求人は、Aを居住地とし、うつ病のため就労は難しく、最低限度の生活が維持出来ないとして、平成29年11月2日付で法による保護費の給付方を申請し、保護の実施機関であるB市長から生活保護の決定及び実施の決定権限の委任を受けていた処分庁から、最低限度の生活を維持することのできない者と認定されて保護費の給付決定を受けた。住宅扶助の基準額を上回る高額家賃であったため転居指導を受け、平成29年12月25日C（現住居）に転居し、法による保護費の給付を受けていたものであるが、令和2年2月26日付指導指示違反について令和3年9月15日、法第62条第4項の規定により弁明の機会を設け指導指示に従わなかった理由について聴取したが、その内容は正当な理由ではなかったため法第62条3項に基づき文書指導に

違反したことにより令和3年9月16日付で保護を廃止。

令和3年9月24日付で生活保護の再申請をされ、Cを居住地とし保護費の給付決定を受け同月以後、法による保護費の給付を受けているものである。

保護費の給付額は収入に応じて算定されるため、処分庁は、法第61条により、収入があればその金額等を処分庁に届出する義務があることを請求人に対し、説明していた。

(イ) 平成30年2月15日担当ケースワーカーは障害年金の受診状況等証明書より障害基礎年金の請求が可能と判断。

平成30年3月1日請求人に障害基礎年金の請求が可能である旨を説明。請求時期はうつ病における障害認定日平成31年2月26日以降となることを説明したところ、障害年金の請求については、請求時期までには体調を整えて何とかしたいと意思表示があったが、その後障害年金の請求については令和3年6月14日に請求人が請求意思を表明するまで手続きが行われていなかった。

進められていなかった理由として請求人は平成30年5月31日より派遣会社にて就労開始しており、平成30年8月8日、請求人が月の手取りは18万円程あるため近い内に自立したいと口にしたため、初任給をもらい生活の安定が見込まれた場合、保護の廃止について検討する旨を申し伝えたとケース記録に記載あり。

その後も、請求人は精神症状がありながらも、派遣会社で就労し、令和2年1月には約20万円2月には約10万円の就労収入を申告されている。

令和3年4月26日、請求人より提出された資産申告に疑義が生じたため法第29条調査を行った。

調査の結果、未申告収入が発見されたため令和3年6月11日に請求人に対し、個人からの入金については法第78条徴収金対象になることを伝えた。

令和3年6月14日請求人が請求意思を表明された結果、障害基礎年金申請手続きについて滞りなく進められることとなった。

(ウ) 令和4年1月13日請求人が来庁し、障害基礎年金 年金支払通知書及び支給額変更通知書提出、複写收受。年金支払通知書によると、令和4年1月14日に遡及受給分2,082,399円が支給されるため、請求人には現在の日常生活、生活状況に支障が生じていないことを確認したうえで、今回受給分については全額返還対象となる旨改めて確認し、請求人は了解された。

(エ) 令和4年1月14日に請求人からD銀行の通帳の提出があり、障害基礎年金遡及受給分として2,082,399円を令和4年1月14日に受給した旨申告があった。その際、請求人よりなぜ全額を返還しなければならないかについて説明を求められたため、

請求人に対し、法第 63 条においては、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められていることから年金迦及金について受給権発生日平成 31 年 3 月 27 日、支給開始平成 31 年 4 月と請求人の生活保護受給期間中であるため、保護開始以降現在までに請求人に対し保護費 8,650,104 円支払われていることから全額を返還する必要があると年金調査員より説明した。

返還しなければならないことについて年金調査員より説明を受けたが、請求人はその説明では理解ができず、相談支援専門員同席のもとで説明を受けたいと要望があったため、相談支援専門員同席のもとで担当ケースワーカーから説明。すると、請求人は、返還しなければならぬことについては理解した。それでは、法第 78 条徴収金が残っているが、徴収金に充てるとは自立更生に当たらないのかと主張された。担当ケースワーカーは、不実の申請により発生している徴収金に対して充てるとは自立更生にはあたらないと説明した。

イ 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求について棄却の裁決を求める。

ウ 棄却を求める理由

法第 63 条においては、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められている。

法第 63 条に基づく返還額の決定については、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問 13-5 を見るに、原則として当該資力を限度して支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるものの、自立更生費として返還額から控除すべき場合が答アからオにおいて羅列されている。

また、下記について確認している。

- ① 令和 4 年 1 月 13 日請求人来庁時、令和 4 年 1 月 14 日に障害年金迦及受給分 2,082,399 円が支給されるため、請求人に対し現在の日常生活、生活状況に支障が生じていないことを確認しており、その際、今回受給分については全額返還対象となる旨改めて確認し、請求人は了解されていた。
- ② 令和 3 年 6 月 21 日来庁時母親のいる九州地方への転居は、母親の居住地が九州

市内から離れた場所で仕事がほとんどないため転居は考えていないと請求人は述べている。

- ③ 令和3年9月27日新規訪問時の面談にて生活用品や生活上で不便なものについてはないことを確認しており、将来の自立については、就労継続支援B型事業所に通所し将来は仕事に就けるようになりたいと請求人は述べている。
- ④ 令和3年11月5日請求人来庁時、請求人の生活状況収支内訳について聴取しているが、収入（保護費）が支出を上回っているため、生活の維持に支障がないと認め、徴収金納付額を現状維持としている。
- ⑤ 令和4年1月14日請求人から障害基礎年金遡及受給の収入を得たと報告を受け、振り込まれた障害年金遡及受給分 2,082,399 円については、消費されていないことを確認している。
- ⑥ 請求人は、令和4年1月14日、振り込まれた障害年金遡及受給分 2,082,399 円について、法第78条徴収金が残っているが、徴収金に充てることは自立更生に当たらないのかと主張された。このことに関しては担当ケースワーカーから自立更生には当たらないことを説明した。

上記の①から⑥の内容を踏まえ、令和4年1月17日ケース診断会議を開催し、障害基礎年金遡及分返還額の決定については、問13-5（2）のアからオのいずれにも該当するものはなく、その全額を生活保護法第63条の規定に基づき、本件処分により返還対象額を2,082,399円と決定した。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

（2）処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和3年6月14日付けのケース記録票には、「請求人来庁。障害基礎年金の請求手続を行いたいという申し出有。請求手続には病歴・就労状況等申立書の作成及び診断書の作成が必要である旨説明。まず、病歴・就労状況等申立書を作成することとし、聞き取りを開始する。」との記載がある。

イ 令和3年7月20日付けのケース記録票には、「請求人来庁。障害年金請求用診断書（精神の疾患）2枚をEクリニック宛検診依頼書、文書料請求書と共に交付する。その際、障害認定日で年金の支給決定が行われた場合、年金が遡って支給されるため、返還金が発生する可能性がある旨説明する。」との記載がある。

ウ 令和3年9月15日付けのケース記録票には、「（年金調査員記載）請求人来庁。障害

年金診断書（精神の疾患）2枚（障害認定日及び直近の診察日）確認。障害基礎年金請求書等の作成を行う。障害認定日で障害基礎年金が決定された場合、年金が遡って支給される。障害認定日段階（H31. 2. 26）はすでにB市で生活保護を受給しており、年金支給部分も含めて保護費として先渡ししている状況であるため、原則全額返還対象となる旨請求人に説明済。請求人了解。生活状況、健康状況につき確認すると、問題なく過ごせているとのことであった。（適正化担当記載）（中略）請求人来所。78条返還金の決定通知書と一括の納付書（納期限：令和3年9月30日）を交付。一括納付困難とのことで、納付相談実施。【生活状況】収入：116,240円（最低生活費） 支出：83,272円 内訳：家賃39,000円、電気3000、ガス3000、水道1572円、食費30,200円、携帯代（1人分）3000円、日用品3500円。 収支差額：32,968円 【相談内容】精神的に包丁に恐怖感抱き包丁を握れないので、自炊しておらず、安くなった弁当や総菜で食費節約しており、その他支出も質素に節約している、これ以上の節約は困難な印象であるので、手元に約1万円弱残して、あとは23,000円を、毎月、徴収金の納付にあてていただくように説明し了承されました。【納付計画】令和3年11月～翌年8月まで23,000円、最終納付月令和4年9月15,463円」との記載がある。

エ 令和3年11月5日付けのケース記録票には、「主来所、前回の納付相談時に報告できていない支出があるので、納付額を減額して欲しいとの申し出。（中略）【注意点】今後、新たな返還金発生するとケースワーカーより報告ありました。リハビリ通院代：11,000円がいつまで続くかを確認して対応します。【全ての支出込みの生活状況】収入：136,740円（最低生活費） 支出：100,582円 内訳：家賃39,000円、電気3000、ガス3000、水道1572円、食費30,200円、携帯代（1人分）3000円、日用品3500円 社会福祉協議会への返済：2,810円、インターネット代：3,500円、リハビリ通院代：11,000円 収支差額：36,158円（冬季加算中）、33,548円（冬季加算なし）」との記載がある。

オ 令和3年11月18日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書には、「受給権者の氏名 請求人」、「受給権を取得した年月 平成31年3月」との記載がある。

カ 令和3年12月14日付けのケース記録票には、「障害基礎年金年金証収受（中略）請求人来庁。R3.11.18付決定障害基礎年金年金証書提出。同時に、障害基礎年金受給権者となったことによる国民年金保険料法定免除手続も行う。受給権発生日：H31.3.27 年金支給開始：H31.4分より年金額：780,100円／年（H31.4価額）遡及受給有。遡及額：2,080,260円（H31.4～R3.11分 概算）。R3.12.15に最初の年金支給がある可能性があるため、日本年金機構からの郵送物の到着状況を確認すること及び明日通帳記入を行い年金受給状況を確認する旨連絡。請求人了解。尚、年金生活者支援給付金についても支給決定通知が届き次第提出を依頼。請求人了解。」との記載がある。

キ 令和4年1月5日付けの年金支払通知書には、「令和4年1月の支払額（中略）2,082,399円」との記載がある。

ク 令和4年1月13日付けのケース記録票には、「請求人来庁。障害基礎年金年金支払通知書及び支給額変更通知書提出。複写收受。年金支払通知書によると、R4.1.14に遡及受給分2,082,399円が支給されるため、請求人には現在の日常生活生活状況に支障が生じていないことを確認したうえで、今回支給分については全額返還対象となる旨改めて確認する。請求人了解。担当ケースワーカーに63条返還金についての起案を依頼済。」との記載がある。

ケ 令和4年1月14日付けのケース記録票には、「請求人来所 年金額が振り込まれた通帳記帳をして提出。年金遡及金について返還しなければならないことについて年金調査員の説明では理解できなかったため、相談支援専門員同席のもとで説明を受けたいと請求人。年金調査員より再度説明したが、わからないことがあると言われる。法第78条徴収金がまだ残っているが、それに充てる事はできないのか？自立更生に当たらないのか聞かれる。→法第78条徴収金については、法律が全く違い、不実の申請より発生している返還金に対して充てることは自立更生には当たらないと説明した。年金は受給権発生日に遡るのに、障害者加算は遡れないのか？→調べてまた連絡しますと答えた。→後日請求人へ電話。保護手帳に障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。と記載があることから、資力発生時期平成31年3月27日の年金申請時点では、判断できないことから加算については遡及はないと答えた。年金証書決定日が令和3年11月18日 精神手帳2級取得が令和3年3月10日 保護開始日令和3年9月24日から精神手帳2級により障害者加算を算定していると伝えた。」との記載がある。

コ 処分庁が令和4年1月14日に受理したD銀行の通帳には、「04-1-14 摘要（お客様メモ 年金 コクミンコウセイネンキン お預り金額 2,082,399）」との記載がある。

サ 開催日時を令和4年1月17日とするケース検討票には、ケース概要、検討事項・問題点、担当者意見を記載する欄に、「請求人の障害基礎年金遡及受給の生活保護法第63条返還額について 令和4年1月14日、障害基礎年金遡及受給の収入を得たと報告を受け、請求人の障害基礎年金遡及受給の生活保護法第63条返還額についてその一部または全額の返還を免除すべきことがあるかについて検討をお願いします。請求人への聞き取りと直近の生活状況についてケース記録から以下を確認しました。●令和3年6月21日来庁時母親のいる九州地方への転居は、母親の居住地が九州市内から離れた

場所で仕事がほとんどないため転居は考えていないと述べていた。●令和3年9月27日新規訪問時の面談にて生活用品や生活上で不便なものについてはないことを確認しており、将来の自立については、就労継続支援B型事業所に通所し将来は仕事に就けるようになりたいと述べていた。●令和3年11月5日来庁時、請求人の生活状況収支内訳について聴取しているが、収入（保護費）が支出を上回っているため、生活の維持に支障がないと認め、徴収金納付額としてしていると記録。●令和4年1月13日来庁時、令和4年1月14日に障害年金遡及受給分2,082,399円が支給されるが、請求人に対し現在の日常生活、生活状況に支障が生じていないことを確認しており、その際、今回受給分については全額返還対象となることを確認し、請求人了承されている。●令和4年1月14日、振り込まれた障害年金遡及受給分2,082,399円について、振り込まれた障害年金遡及受給分2,082,399円については、消費されていないことを確認している。●請求人より、生活保護法第78条徴収金が残っているが、障害年金遡及受給分から徴収金に充てることは自立更生に当たらないのかと主張されている。上記の内容から請求人の障害基礎年金遡及分返還額の決定について、生活保護手帳別冊問答集問13-5問13-5(2)のアからオのいずれにも該当するものはなく、その全額を生活保護法第63条返還金として取り扱ってよろしいか。」との記載があり、検討結果を記載する欄に、「障害基礎年金遡及分返還額の決定について、生活保護手帳別冊問答集問13-5問13-5(2)のアからオのいずれにも該当するものはなく、その全額を生活保護法第63条返還金として取り扱う。」との記載がある。

シ 令和4年1月21日付けのケース記録票には、「返還金額：2,082,399円決定」との記載がある。

ス 前記1請求人の主張(3)と同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護

を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

- (3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日 社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 1 の (1) には、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と定めている。

そして、(2) 「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記 (1) と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第 63 条に基づく費用返還の必要が生じること②当該費用返還額は原則として全額となること③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと (イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となること趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」と定めている。

- (4) 問答集の問 13 の 5 の「法第 63 条に基づく返還額の決定」の答 (1) は、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、(2) において、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として、アからオの額を具体的に記載し、そのアにおいて、「盗難等の不可抗力による消失した額。(事実が証明されるものに限る。)」と記載し、そのイにおいて、「家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保

護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。(保護基準額以内の額に限る。)」と記載し、そのウにおいて、「当該収入が、次第8の3の(3)に該当するものにあつては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差し支えない。)」と記載し、そのエにおいて、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記載している。

2 本件処分について

- (1) 前記審理関係人の主張の要旨1(3)及び2(2)スのとおり、処分庁は、請求人が障害基礎年金を遡及して受給したことにより保護費の過払いが発生したとして、法第63条に基づき保護費の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

- (3) 前記1(3)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとされている。

また、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこととされている。

本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)イ、ウ、クのとおり、処分庁は、請求人に対し、遡及して受給した障害基礎年金について、全額返還対象となる旨説明を行ったことが認められる。

一方、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ケのとおり、処分庁は、遡及して受給した障害基礎年金を法第78条に基づく徴収金に充てることは自立更生に当たらないのかという請求人からの質問に対し、自立更生に当たらないという説明を行った経過は認められるものの、本件事件記録からは、処分庁が、請求人に対し、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費について、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前の相談が必要である旨を説明した経過は認められない。

また、前記(2)のとおり、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査する必要があるとされている。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウ、エ及びサのとおり、令和3年11月5日、処分庁は、①請求人から、月々の納付額の減額をして欲しい旨の相談を受けた際に、請求人の生活状況の確認を行い、リハビリによる通院代として月々11,000円の経費がかかることや法第78条に基づく徴収金の納入及び社会福祉協議会への返済が必要であることを確認したこと、②請求人の収入(保護費)が、処分庁が令和3年9月15日に確認した支出額及び同年11月5日に請求人から申し出のあった追加支出額(以下「支出」という。)を上回っているため、生活の維持に支障がないと判断したことが認められる。

これらのことからすると、請求人は、最低生活費からリハビリによる通院代の支払いや徴収金の納入及び借金の返済を行っており、一定程度生活に影響があると推認されるところ、単に収入(保護費)が支出を上回っているとするのみで、処分庁が、本件処分時点において、実際に、請求人の生活状況を確認した経過については記載がなく判然としない。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ク及びサのとおり、令和4年1月13日、処分庁は、請求人に対し、現在の日常生活状況に支障が生じていないことを確認したうえで、同月17日、処分庁は、前記1(4)に該当するものはないと判断し、返還額の決定を行った旨の記載が認められるが、同月13日に処分庁が行った請求人の日常生活に支障がないことを確認したとする調査において、具体的にどのような事実をもって、日常生活状況に支障がないと判断したかについては記載がなく判然としない。

以上のことからすると、処分庁が行った調査において、十分に請求人の生活状況の確

認ができたことまでの評価はできない。

したがって、前記(2)のとおり、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量行使しなければならないとされているところ、上記で記載したとおり、自立更生費の取扱いについての説明がなく、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を請求人の生活状況についての調査が十分と評価できない中、返還額の決定にあたって、十分な検討が行われたとまではいえない。

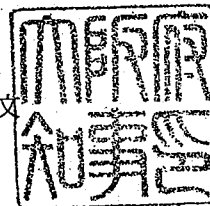
したがって、本件処分については判断に至る過程に瑕疵が認められるため、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月29日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。